

令和4（2022）年度第1回みよし市公平委員会

議事録

日時 令和4（2022）年7月20日（水）

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

場所 市役所5階特別会議室

出席者（公平委員会）

委員長 倉橋洋子

委員 真島聖子

委員 村上雅則

（事務局）

総務部部长

深谷正浩

事務職員（総務部次長兼総務課課長）

小野田浩司

総務部副参事

服部誠

事務職員（総務課副主幹）

林航平

事務職員（総務課主任主査）

鈴木寛之

事務職員（総務課主査）

一丸智詩

次第

1 辞令交付

2 市長挨拶

3 委員長の選出及び委員長職務代理者の指定

4 議題

(1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

(2) 職員団体登録事項の変更について

5 その他

(1) 令和4（2022）年度みよし市公平委員会事業計画について

(2) みよし市公平委員会委員及び令和4（2022）年度みよし市公平委員会事務局職員について

名 前	内 容
小野田次長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和4年度第1回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>開催に先立ちまして、市長から委員の皆様には辞令を交付させていただきます。</p>
小山市長	辞令交付
小野田次長	ここで、みよし市長小山祐より挨拶を申し上げます。
小山市長	挨拶
小野田次長	<p>ここで市長は公務のため退席させていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>
小野田次長	<p>それでは、議題に入る前に委員と事務局の職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>資料12ページをご覧くださいと思います。</p> <p>3期12年にわたり委員長を務めていただきました藤本委員長が退任され、愛知教育大学社会科教育講座准教授の真島様に新たに委員をお願いさせていただくこととなりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員が変わられたこともあり、本来であれば、委員の皆様それぞれ自己紹介をお願いするところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間の短縮のため、誠に恐縮ではございますが、新たに委員となられました真島委員に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
真島委員	自己紹介
小野田次長	続きまして、本日出席しております事務局の職員を紹介させていただきます。

	<p>総務部部長の深谷、総務部副参事の服部、総務課副主幹の林、総務課主任主査の鈴木、総務課主査の一丸、私が、総務部次長兼総務課課長の小野田でございます。</p> <p>なお、その他の職員につきましては、12ページの名簿を御覧いただければと思います。これらの職員が事務局を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
小野田次長	<p>続きまして、委員会の委員長の選出及び職務代理者の指定をお願いしたいと思います。</p> <p>地方公務員法第10条第1項の規定により委員のうちから委員長を選挙しなければならないこととなっております。委員に異議がなければ指名推薦の方法を執らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
小野田次長	<p>異議なしの発声がありましたので、委員長の選出は委員の中から指名推薦をお願いしたいと思います。どなたか御推薦がございましたらお願いいたします。</p>
村上委員	<p>倉橋委員をお願いしたいと思います。</p>
小野田次長	<p>倉橋委員にということですが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
小野田次長	<p>異議なしとの言葉も出ておりますので、倉橋委員に委員長をお願いしたいと思います。倉橋委員よろしいでしょうか。</p>
倉橋委員	<p>承諾</p>
小野田次長	<p>それでは、さっそくで恐縮ではございますが、倉橋委員長から御挨拶</p>

	をいただきたいと思います。
倉橋委員長	挨拶
小野田次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員長の職務代理者につきまして、「みよし市公平委員会事務規程」第4条第2項の規定に基づき、委員長に指定をお願いいたします。</p>
倉橋委員長	村上委員をお願いしたいと思います。
村上委員	承諾
小野田次長	<p>それでは、村上委員よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、これより、議題に入っていくと思いますが、議事の進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。それでは、委員長よろしく申し上げます。</p>
倉橋委員長	<p>出席委員3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和4年度第1回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務職員より説明してください。</p>
鈴木主任主査	<p>それでは、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。</p> <p>今回のこの規則改正を議題とさせていただくのは、公平委員会規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲について、令和4年度人事異動により、改正する必要が生じたためであります。</p> <p>さて、この規則にあります「管理職員等」ですが、資料2ページをお</p>

	<p>願いたします。こちらに、地方公務員法を抜粋して載せております。</p> <p>この第52条第3項2行目のただし書の規定に規定がありますが、管理監督の地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係について、当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる地位にある職員のことをいいます。</p> <p>これらの職員の範囲は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることになっています。</p> <p>これらを踏まえて、今回の改正内容につきまして、1ページにお戻りいただき、内容の部分の表を御覧ください。今回改正する部分に下線を引いてあります。令和4年度の人事異動により、市長の事務部局の、総務課の法規担当の主査が主任主査になったため、その職を追加し、会計課の副主幹の配置がなくなったため、その職を削除するものとなります。また、議会の事務局につきましては、次長の配置がなくなったことにより、その職を削除するものとなります。</p> <p>以上が今回の改正内容になります。</p> <p>資料3ページが規則の改正に係る改正文となっております、資料4ページが改正に係る新旧対照表となります。</p> <p>なお、この規則改正につきましては、公布の日から施行することとなっておりますので、御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思います。</p> <p>以上で議題1の説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があれば願いたします。</p>
倉橋委員長	<p>特に、御質問がないようですので、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、御異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>

倉橋委員長	<p>御異議ないようですので、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」は、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題2「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>
鈴木主任主査	<p>それでは、議題2「職員団体登録事項の変更」につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>資料5ページを御覧ください。令和4年7月1日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改任に伴う職員団体役員改任届が資料7ページから9ページまでのとおり公平委員会に提出されております。こちらにつきましては、例年組合から提出されているものになります。</p> <p>公平委員会におきましては、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合に、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>今回、変更の内容について委員の皆様にご確認していただきたい点が、3点ございます。</p> <p>資料6ページをお願いいたします。こちらに載せてあります地方公務員法第53条の第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定があります。</p> <p>1点目につきましては、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。</p> <p>2点目につきましては、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。</p> <p>3点目としましては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。</p> <p>まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかど</p>

	<p>うか」につきましては、資料 8 ページの役員改任証明書によって確認していただくことができます。選挙の公示日は令和 4 年 6 月 22 日、投票日は令和 4 年 6 月 30 日、市役所 3 階食堂において投票が実施されました。なお、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、過去 2 年と同様に、組合員の同意を得まして、書面決議により行ったとのことです。</p> <p>組合員総数 325 名に対しまして 297 名が出席し、投票方法は 1 人 1 票、直接、無記名となっております。</p> <p>次に 2 点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」につきましては、資料 9 ページにあります表を御覧いただければと思います。こちらの投票結果にあります投票総数 297 名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることが分かります。</p> <p>最後に、3 点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で人事課の方に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。</p> <p>今回提出されました届出を委員の皆様にご確認いただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料 10 ページ目にごございます案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>
倉橋委員長	<p>組合員総数 325 名で、出席組合員数が 297 名ということで、直接無記名投票なので、この差が投票所に現れなかった人数ということでしょうか。</p>
鈴木主任主査	<p>はい、そうなります。</p>
倉橋委員長	<p>その方たちが、9 ページの表の棄権の人数ということですね。</p>

鈴木主任主査	そうです。
倉橋委員長	ほかに、御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題2「職員団体登録事項の変更について」、御異議ございませんか。
各委員	異議なし
倉橋委員長	御異議ないようですので、議題2「職員団体登録事項の変更について」は、承認されたものといたします。 これで、本日予定していた議題につきましては全て終了しました。 それでは、事務局より、その他連絡事項についてお願いいたします。
鈴木主任主査	その他連絡事項について説明をさせていただきます。 資料の11ページ目を御覧ください。公平委員会の令和4年度の計画について、こちらに記載をさせていただきました。 始めに、令和4年4月と5月にごございました愛知県公平委員会連合会役員会等につきましては、既に議決結果もお知らせさせていただいているところですが、新型コロナウイルスの影響により、書面開催となっております。次に、全国公平委員会連合会東海支部事務研究会につきましては、機器トラブルにより開催が延期されておりましたが、事務局より開催日時等の連絡がありました。視聴するためのURL等につきましては、後ほど、メールで御連絡させていただきますので、委員の皆様におかれましては、御都合がつく時間に御視聴いただければと思います。 次に、本日、7月20日に令和4年度第1回公平委員会が開催されております。 続きまして、10月18日には、愛知県公平委員会連合会事務研究会が尾張旭市で行われる予定となっております。しかしながら、事務局から尾張旭市の事務局へ開催の予定について問い合わせたところ、新型コロナウイルスの影響により、開催中止も含めて現在検討中との返事がありました。そのため、詳細が決定次第、委員の皆様へ連絡させていただきます。

	<p>最後に、令和5年2月から3月までの間で、例年、教職員組合の役員 の改任が行われる予定ですので、案件があれば、公平委員会を開催いた しますので、その際には、こちらから委員の皆様へ連絡をさせていただ きます。</p> <p>続きまして、その他事項の2点目ですが、12ページに委員の皆様と 事務局の職員一覧を記載させていただきましたので、また御覧いただ ければと思います。</p> <p>最後に、総務省から、公平委員会制度70周年を記念して公平委員会 の委員に対する総務大臣表彰を実施するため、該当者の推薦依頼があ りました。公平委員会の委員としての在職期間が通算10年以上の方が 該当になるということで、事務局から倉橋委員長、村上委員、そして退 任されました藤本元委員長を推薦させていただきました。表彰が決定 された場合の、表彰状等の伝達につきましては、詳細が分かり次第御 連絡させていただきます。</p> <p>その他連絡事項につきましては、以上でございます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。 何点かありましたが、いかがでしょうか。</p>
倉橋委員長	<p>事務研究会については、またURLを送っていただけるということ ですね。</p>
鈴木主任主査	<p>はい、後ほどメールにて御連絡させていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>では、他に御質問がなければ、これを持ちまして本日の公平委員 会は閉会いたします。</p>
小野田次長	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の 皆様の署名が必要となっております。後日、議事録を作成し、御 署名をお願いしますので、よろしく お願いいたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところありがとうございました。</p>